

行審第8号
平成29年5月29日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県行政不服審査会
会長 塚本 純

実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項に係る意見について

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第6条第2項第3号の規定に係る平成29年5月17日付け文学第125号で意見を求められた標記の件については、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する上で、必要なものと認められます。

ただし、要配慮個人情報は、個人の人格に深く関わる情報であることから、実施機関がこのような個人情報の収集を一律に行うことまで認めたものではありません。

したがって、類型又は個別事項に該当する場合であっても、収集の必要性の判断を慎重に行い、その範囲内での収集を徹底するとともに、収集後の取扱いについても特に慎重な配慮を願います。

**実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項
(条例第6条第2項第3号)**

類型事項

番号	類型	収集する理由又は必要性等
1	<p>県又は国等が行う交流、派遣及び研修事業への参加者の推薦又は派遣に当たり、主催者又は派遣先からの依頼により、参加者の健康診断等の結果を収集するとき。</p>	<p>○ 国際交流事業等においては、派遣先での生活や活動に支障が生じることがないよう、主催者や派遣先から参加者の健康診断書等の提出を義務付けられる場合があり、当該事業への参加者の推薦等に当たり、参加者の健康診断等の結果に関する個人情報を収集する必要がある。</p>
2	<p>障害者又は難病患者等の福祉の向上及び自立等の支援を目的とした事業を行うに当たり、障害者の障害区分・程度又は難病患者等の病歴等を収集するとき。</p>	<p>○ 障害者等の福祉の向上及び自立等の支援の目的とした事業の実施に当たっては、当該障害者等が事業の対象要件に該当するか否かを確認するため、障害区分や病歴等に関する個人情報を収集する必要がある。</p>
3	<p>特定の疾患等の治療、予防及び早期発見等を目的とした検査又は治療等に係る費用の助成を行うに当たり、当該患者等の検査結果又は病歴等を収集するとき。</p>	<p>○ 特定の疾患の治療、予防及び早期発見等を目的とした検査又は治療等に係る費用の助成を目的とした事業の実施に当たっては、当該患者等について助成要件への該当性等を確認するため、当該患者の検査結果及び病歴等に関する個人情報を収集する必要がある。</p>

実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項
(条例第6条第2項第3号)

個別事項

個人情報取扱事務の名称	対象となる者	個人情報の内容	収集する理由又は必要性等
訓練生災害見舞金支給事務	県立産業技術専門校の管理下における職業訓練上又は通学途中において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者	治療内容等に係る個人情報	栃木県立産業技術専門校規則及び栃木県訓練生災害見舞金支給基準に基づき、訓練生に災害見舞金を支給するに当たり、診療情報等を収集する必要がある。